

県立病院事業評価委員会設置要綱（新）

平成18年8月11日
宮崎県病院局経営管理課

（設置）

第1条 県民への高度で良質な医療の安定的な提供に資するため、県立病院事業に係る評価、提言等を行う県立病院事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- （1） 県立病院における良質な医療の提供と経営の健全化に関する中期目標（以下「中期目標」という。）の進捗状況、成果等の評価に関すること。
- （2） 中期目標の達成のための提言に関すること。
- （3） 県立病院事業のあり方についての提言に関すること。
- （4） 前各号に掲げる事項のほか前条の目的に資する事項。

（構成）

第3条 委員会は、病院局長が指名する10名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会議）

第4条 委員会は、病院局長が招集する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、病院局経営管理課において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、病院局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月19日から施行する。